

「第13回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への行政の回答

1	<p>Q. 【昭和地区の現状をふまえての将来への取り組み】 知立市の高齢化率が18%以上では、昭和地区1～5丁目40%、6～9丁目18.4%の高齢化率。特に2丁目56%、高齢化が進んでいる理由に、外国人が多く教育環境があげられるかもわからないが、今後空き家が増えている現状。 昭和地区の住環境を考え、リノベーションを取り入れ、壊すのではなく、これまでにない暮らし方を。プロジェクトチームづくり、住みたくなる街に。駅の再開発もですが、昭和地区の全体の設計図で、分譲地区と団地での統廃合やサービス付き高齢者住宅など考えるべき。 教育現場は、インターナショナルスクールや、スポーツの能力を生かし、特化したもので、住みたくなる街になっていくのでは。また、市民墓地も今までのものと違うものなど考えるに、面白いソフト面の充実を図ったものをとと思いますが、市の考えは。</p>	
	<p>回答所管課 企画政策課</p>	<p>県、国、民間の役割も明らかにしながら、外国人市民の集住を市の資源として活かしていけるようなまちづくりに取り組んでまいります。</p>

2	<p>Q. 【防災について】 阪神・東日本と同様の地震が発生した時、知立市で避難に使える道と使えない道路を区別等被害状況を把握した災害対策はされているか。また、市民へ知らしているか？</p>	
	<p>回答所管課 安心安全課</p>	<p>当市では南海トラフ巨大地震を想定とした災害対策をしておりますが、避難路についての指定はしておりません。これは、避難場所への避難路はあらかじめ、災害時に危ない箇所など日頃より確認して、自分たちで決めていただくようお願いしたいからです。今後、各自主防災会で、こうした危険箇所を地区防災マップで示す取り組みを行なうよう働きかけていきたいと思っております。</p>

3	<p>Q. 【公園の整備について】 山屋敷町見社にある小さな公園があり、そこはよく近所の子もたちやシニアの方とのいこいの場となっている。しかし、そこは知立ライオンズクラブの所有となっているからか、遊具も古く、公園を囲うサクも穴が空いていたり、地面にも穴があいていたり、すぐ雑草が増えるので利用したくなくなる。小さな公園だが、市民がよく利用するので、知立市から歩みよってもらい、公園を整備してもらいたいです。</p>	
	<p>回答所管課 環境課</p>	<p>ご指摘いただいた公園については、所有者は知立ライオンズクラブではなく、知立市が所有し、環境課が管理をしています。 公園遊具については、定期的に点検をし、雑草の草刈については、年に3回行なっています。 しかしながら、フェンス穴の修繕対応が出来ていない等、管理が行き届いていない点につきましては、誠に申し訳ございません。早急に修繕にとりかかります。 今後もこの公園が市民の方に安全で快適に利用出来るよう、維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。</p>

<p>Q. 【知立市新年度予算に対する提案】 10年後に人口の3割が65才以上になる日本。その多くは夫婦のみか、一人暮らしになると予想される。かきつばた園整備に814万円計上されました。翌年以後もかきつばた園、文化広場その周辺に毎年数千万円を10年計画で投資する事を希望する。設計コンペを広く行って、長期計画で施工する。江南市のマンダラ寺は藤の花で有名ですが、10年計画で見事に再生したとの記事を読みました。 最後に歴史的文化財を守る為、市民による草取り、落葉集めのクリーンデーを提案する。感動をあたえて、再度訪問したいと思われる癒やしの緑多き歴史的文化施設に！</p>	
4	<p style="text-align: center;">回答所管課 経済課</p> <p>八橋かきつばた園の再生のため、今年度、八橋かきつばた園改修のための実施設計を作成します。設計は、八橋旧蹟保存会始め、町内会、無量寿寺、文化財保護委員、園芸家等関係者の意見を反映させながら、かきつばたの生育に適した池への改修をメインに、多くの方々に四季を通じて楽しんでいただけるようバリアフリー化や修景をしていく予定です。今後の予定としては、平成28年度・29年度に改修工事を計画しています。</p> <p>また、ソフト面では、かきつばたの種からの試育をシルバー人材センターに依頼しており、来年度以降は、かきつばた園ほか文化広場、明治用水緑道への苗の提供も可能になるのではないかと期待しています。</p> <p>かきつばた園改修が完了した後のかきつばたの管理については、基本的には長年の経験のある八橋旧蹟保存会への委託を考えていますが、専門的知識や技術を必要とする部分につきましては、専門家への相談、委託をしていきたいと考えています。また、市民によるボランティアについては、一般的な公園等とは違い、文化財や植物保護の観点からも関係者と協議をするなど、慎重に検討したいと思います。</p>

<p>Q. 【観光について】 先日、知立まつりに初めて行ったが、知立市のホームページ等に細かな情報があまり載っていませんでした。もう少し、特設のホームページなど、くわしい情報があると便利だと思いました。（山車のルートや駐車場の場所など）</p>	
5	<p style="text-align: center;">回答所管課 経済課 協働推進課</p> <p>【経済課】 知立まつりの山車の運行図とタイムスケジュールについては、知立市ホームページに掲載させていただいていますが、来年度からは観光協会ホームページからもリンクを貼るなどして見られるようにしたいと思います。</p> <p>【協働推進課】 5月2日（土）・3日（日）に実施された知立まつりの山車の運行表等の詳細情報に関しましては、市のホームページに掲載しておりました。（駐車場は用意していなかったため掲載項目にありませんでした。） しかし、いただいたご意見から、ホームページのどこに掲載されているかが分かりづらかったと感じたため、今後は、トップページ上に詳細情報へリンクするバナーを掲載する等、「分かりやすいホームページ」の作成を心掛けてまいります。</p>

Q. 先の県議選で投票所の立合い人に1人14,000円支給されたと聞いています。数名がいましたが、必要なのか。法的根拠・現状・人物・仕事時間等はどうなっているのか。秋の国勢調査員にはどの様に支払われますか。

6

回答所管課

総務課
企画政策課

【総務課】

投票立会人は、投票管理者の下において、何人にも干渉されずに、独立した立場において投票事務の一部を参与し、主として投票事務の執行を監視し、選挙の公平性を確保するために、公職選挙法第38条に設置を義務付けられたもので、その担任する事務の主なものは下記(1)～(4)です。

- (1) 投票所の開閉、選挙人名簿との対照、投票用紙交付等、投票手続の全般について立ち会うこと。
- (2) 投票を拒否すること、不在者投票を受理するかどうか等意見を述べること。
- (3) 投票箱のカギの入った封筒に署名のうえ、封印すること。
- (4) 投票管理者とともに投票箱等を選挙長（開票管理者）の下に送致すること。

当日投票所の投票立会人は、各投票区における選挙人名簿に登録された中から2人以上選任する必要があり、選挙の都度、当該選挙区の区長より推薦をいただき、本人の承諾を得て、選挙管理委員会が選任しています。

なお、立ち会うべき時間は、午前7時～午後8時・午前7時～午後1時30分・午後1時30分～午後8時のうちから、区長より推薦時にご報告いただき、投票時間に常時2名になるよう選任しています。

また、役務に対する対価としての報酬を、知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、午前7時～午後8時の方は、日額13,000円を、それ以外の方は、6,500円を支給しています。

【企画政策課】

国勢調査の調査員の報酬については、受け持っていただく調査世帯数と国から示される報酬基準額をもとに算出します。詳細についてはまだ未定です。